



平成30年8月17日(金)
安曇野市 協議体研修会

協議体の役割と活動

～わがまちの地域包括ケア～

厚生労働省 老健局 総務課 課長補佐

石井 義恭

日本の現状は？

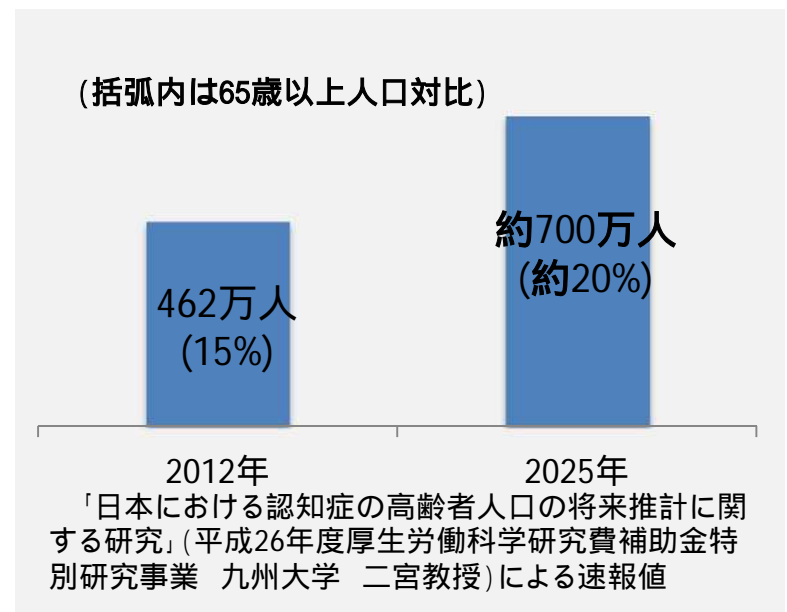
今後の介護保険をとりまく状況

65歳以上の高齢者数は、2025年には3,657万人となり、2042年にはピークを迎える予測(3,878万人)。また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

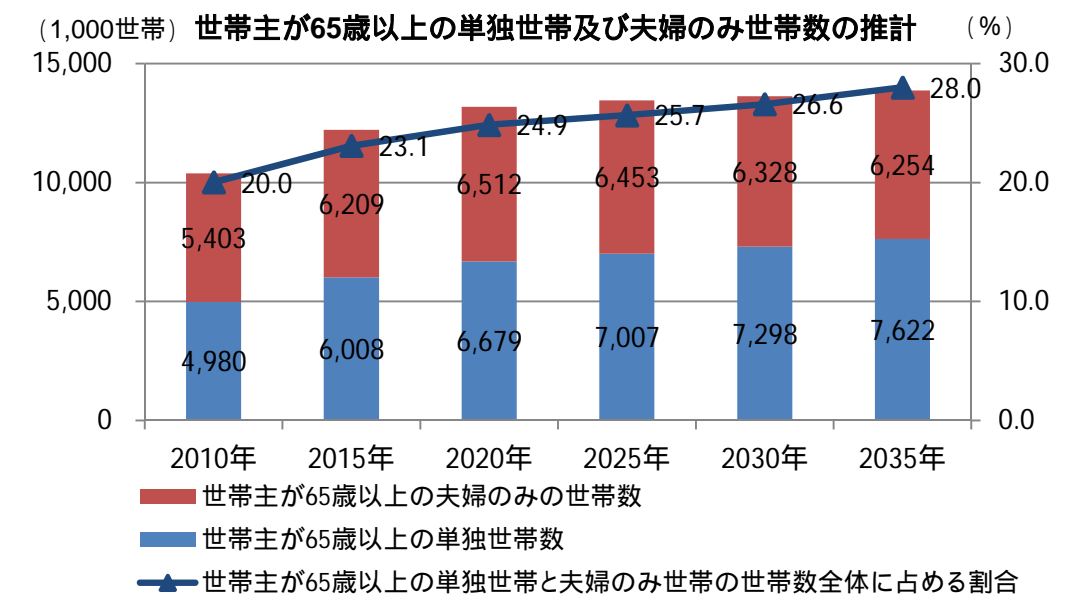
	2010年	2015年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口(割合)	2,948万人(23.0%)	3,395万人(26.8%)	3,657万人(30.3%)	3,626万人(39.4%)
75歳以上高齢者人口(割合)	1,419万人(11.1%)	1,646万人(13.0%)	2,179万人(18.1%)	2,401万人(26.1%)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25(2013)年1月推計)」より作成

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

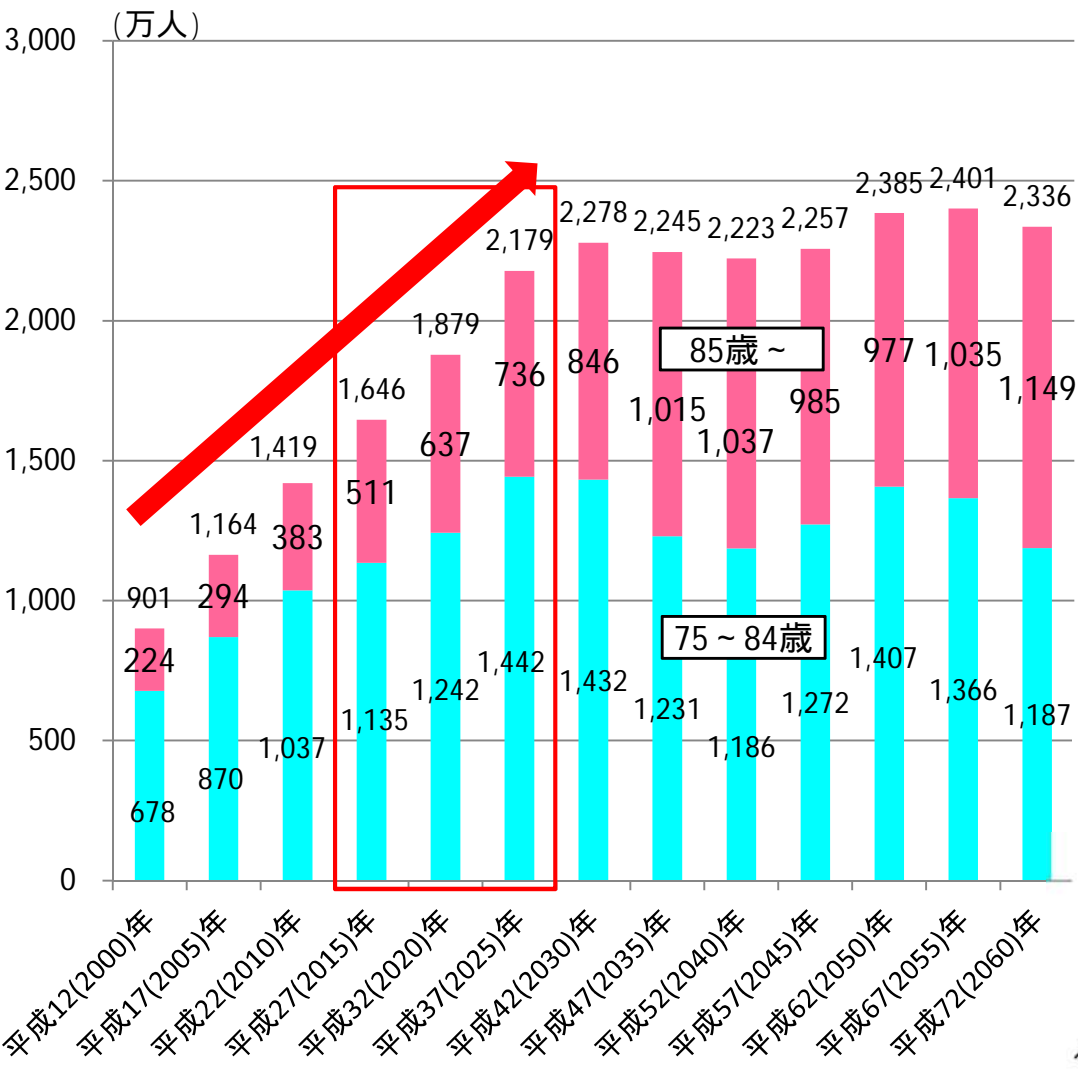
	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	~	東京都(11)	~	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	76.5万人 < 10.6% >	71.7万人 < 11.6% >	101.6万人 < 11.1% >	81.7万人 < 10.9% >	107.0万人 < 12.1% >		147.3万人 < 11.0% >		26.7万人 < 16.2% >	18.8万人 < 18.4% >	19.0万人 < 17.0% >	1645.8万人 < 13.0% >
2025年 <>は割合 ()は倍率	117.7万人 < 16.8% > (1.54倍)	108.2万人 < 18.1% > (1.51倍)	148.5万人 < 16.5% > (1.46倍)	116.6万人 < 15.9% > (1.43倍)	152.8万人 < 18.2% > (1.43倍)		197.7万人 < 15.0% > (1.34倍)		29.5万人 < 19.4% > (1.10倍)	20.5万人 < 23.0% > (1.09倍)	20.7万人 < 20.6% > (1.09倍)	2178.6万人 < 18.1% > (1.32倍)

都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より作成

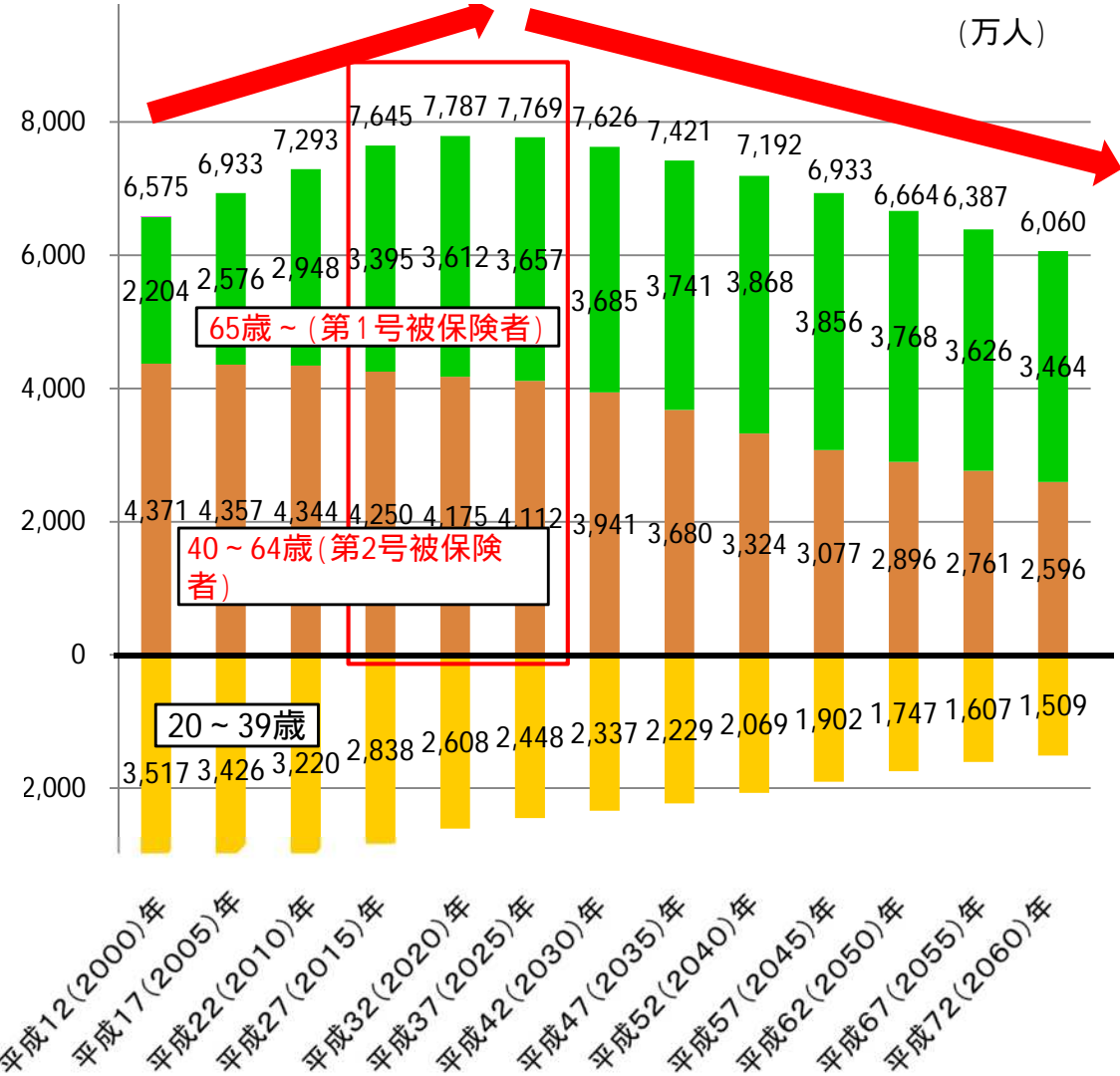
⑤ 要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移

75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間も、急速に増加。
 ○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



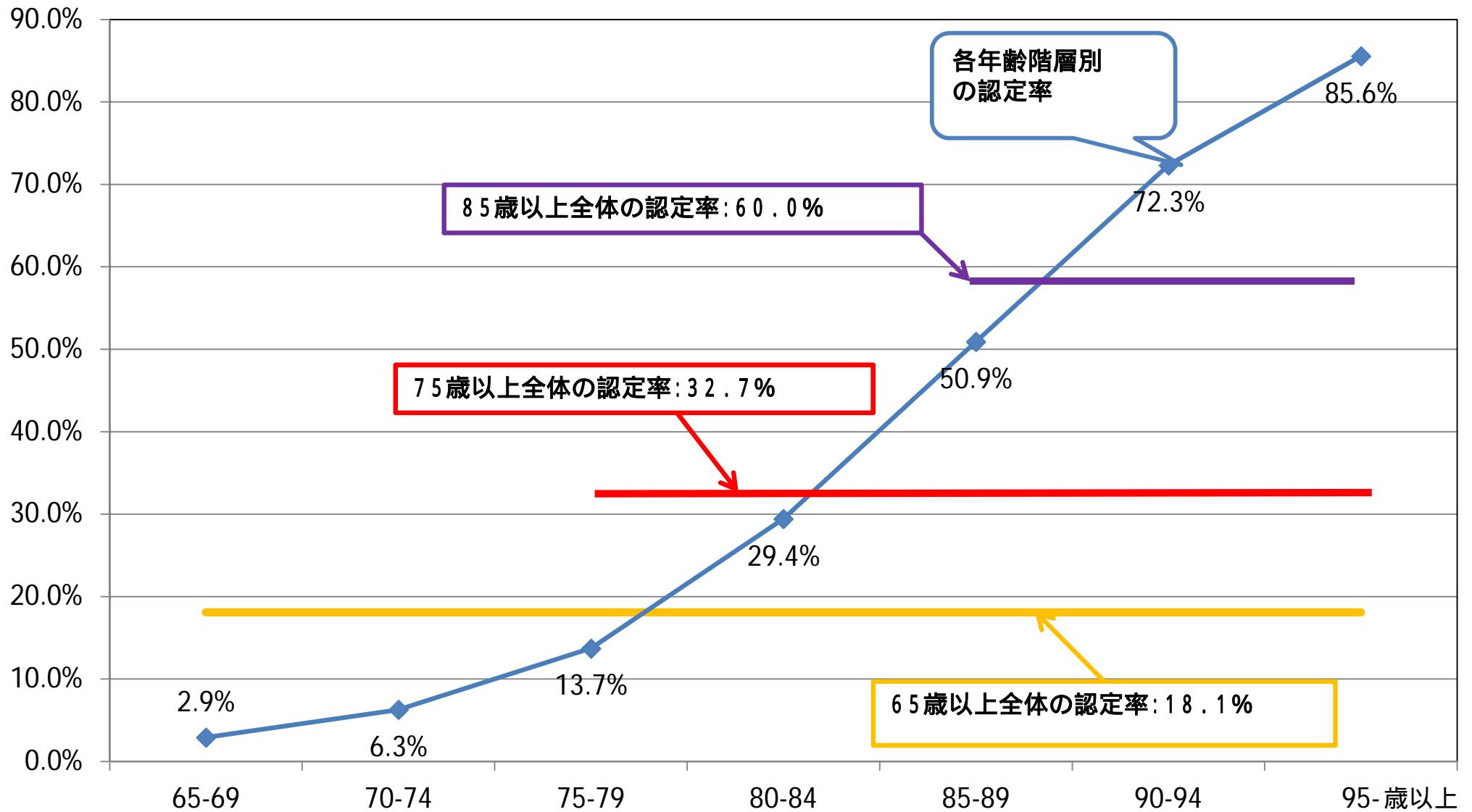
⑥ 介護保険料を負担する40歳以上人口の推移

保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2021年をピークに減少する。



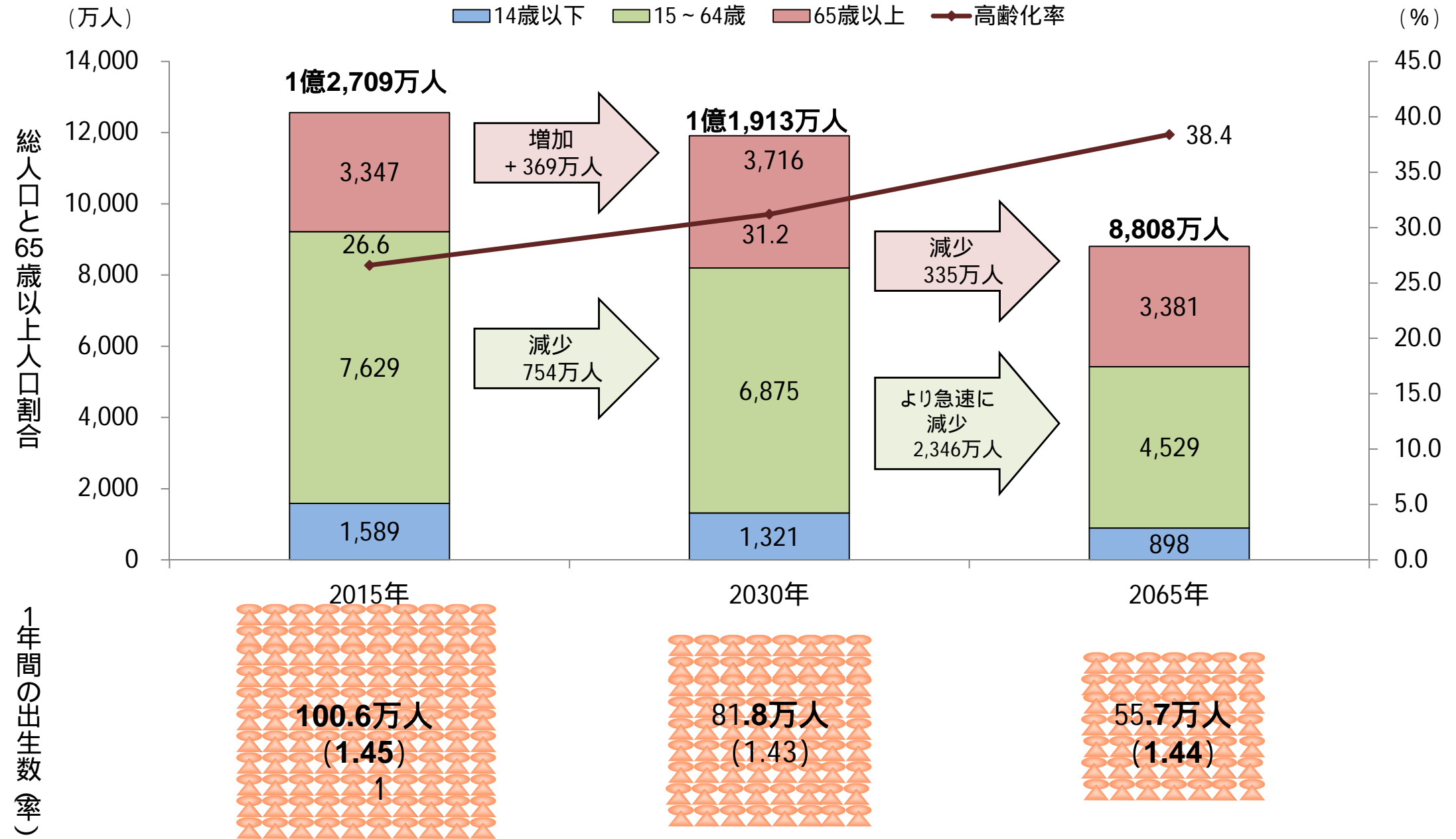
(資料) 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計) 出生中位(死亡中位)推計
 実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

年齢階級別の要介護認定率の推移



出典: 総務省統計局人口推計及び介護給付費実態調査 (平成27年10月審査分)

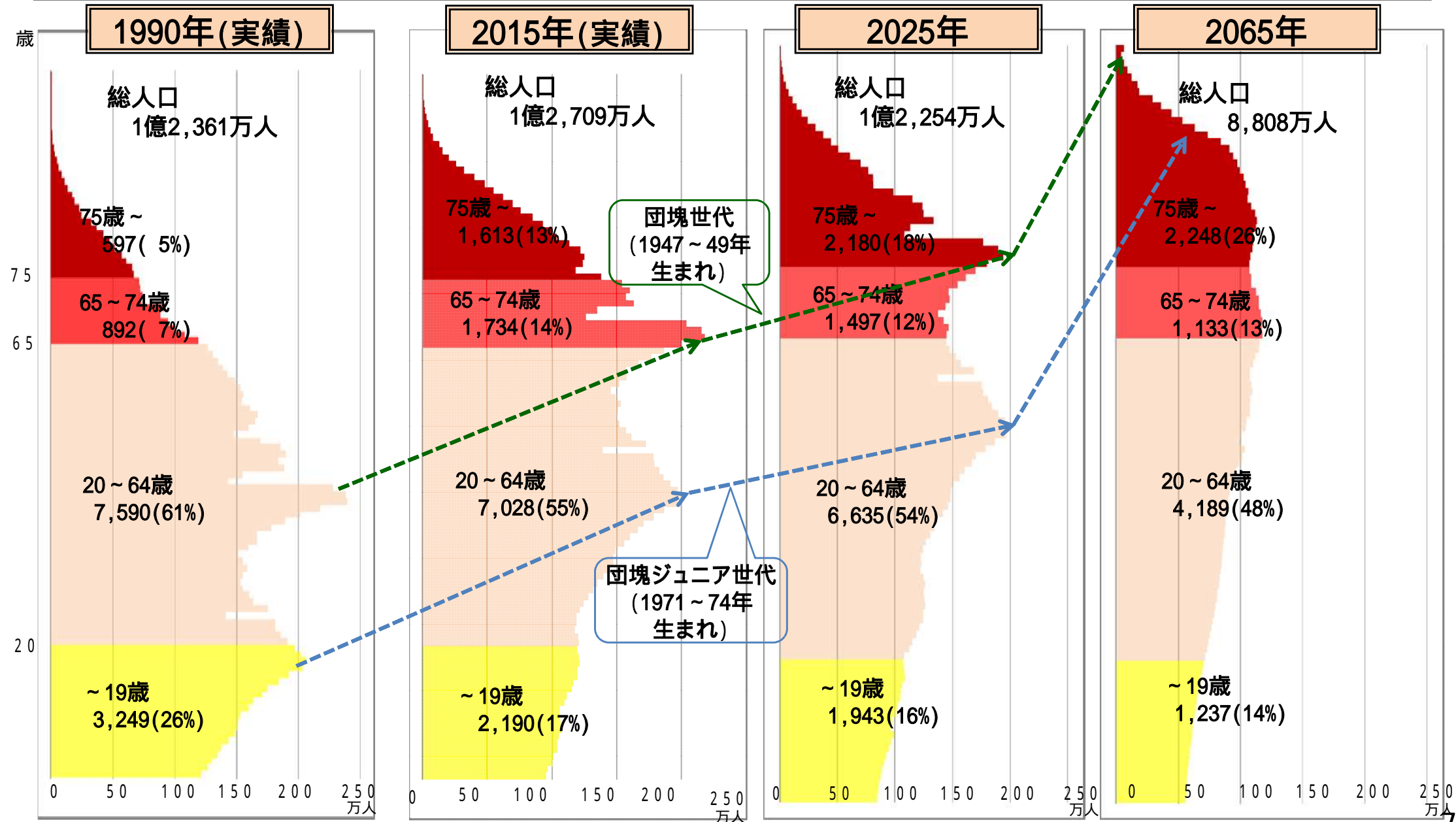
今後の人口構造の急速な変化



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)
 厚生労働省「人口動態統計」
 出典:2015(平成27)年人口動態統計

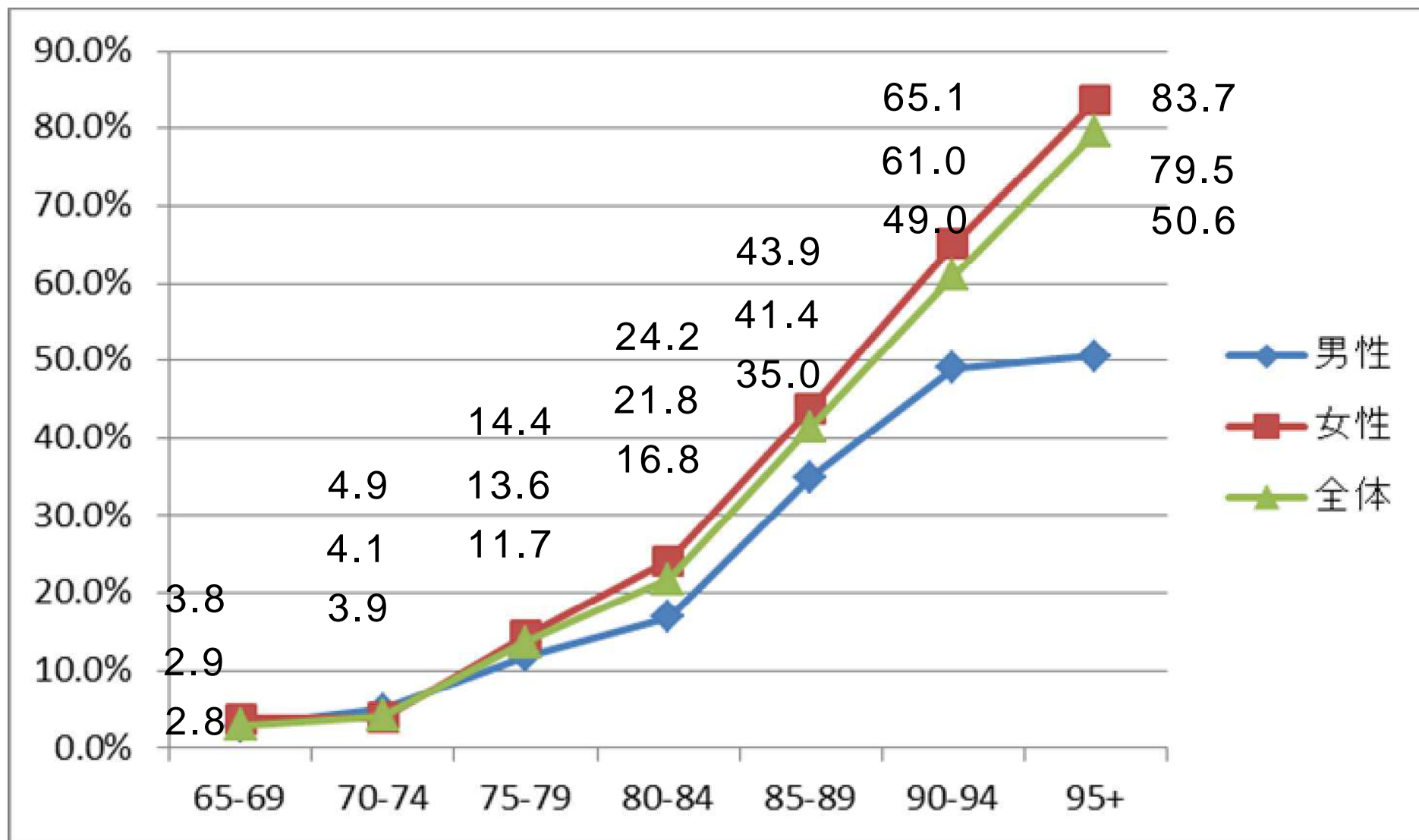
日本の人口ピラミッドの変化

団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
 2065年には、人口は8,808万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約38%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計

年齢階級別の認知症有病率



厚生労働科学研究費補助金 認知症対策総合研究事業

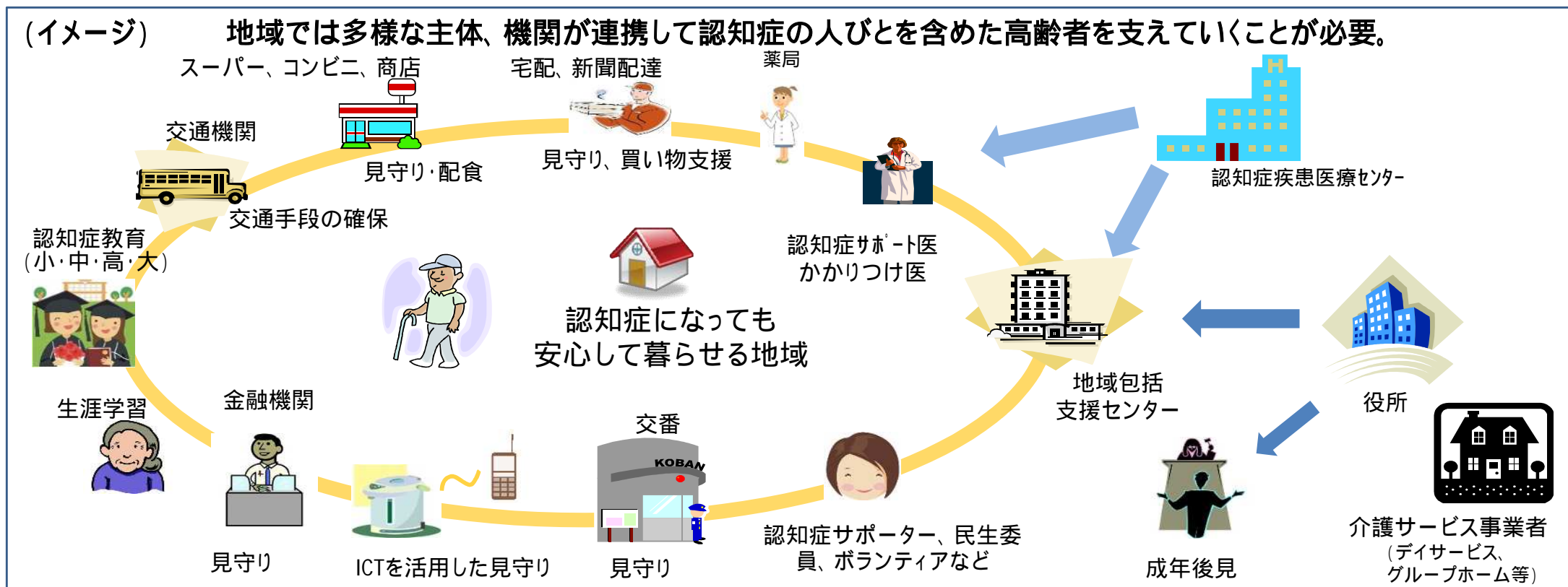
「都市部における認知症有病率と認知症の生活機能障害への対応」(平成21~24)

総合研究報告書より、認知症・虐待防止対策推進室にて数字を加筆

研究代表者 朝田隆 (筑波大学医学医療系)

社会全体で認知症の人びとを支える

社会全体で認知症の人びとを支えるため、介護サービスだけでなく、地域の自助・互助を最大限活用することが必要。



市町村が中心となって日常生活圏域等で認知症の人びとの見守り等を含めた自助・互助のネットワークを作る

関係府省と連携し、地域の取組を最大限支援

関係団体や民間企業などの協力も得て、社会全体で認知症の人びとを支える取組を展開

これからの政策の方向性は？

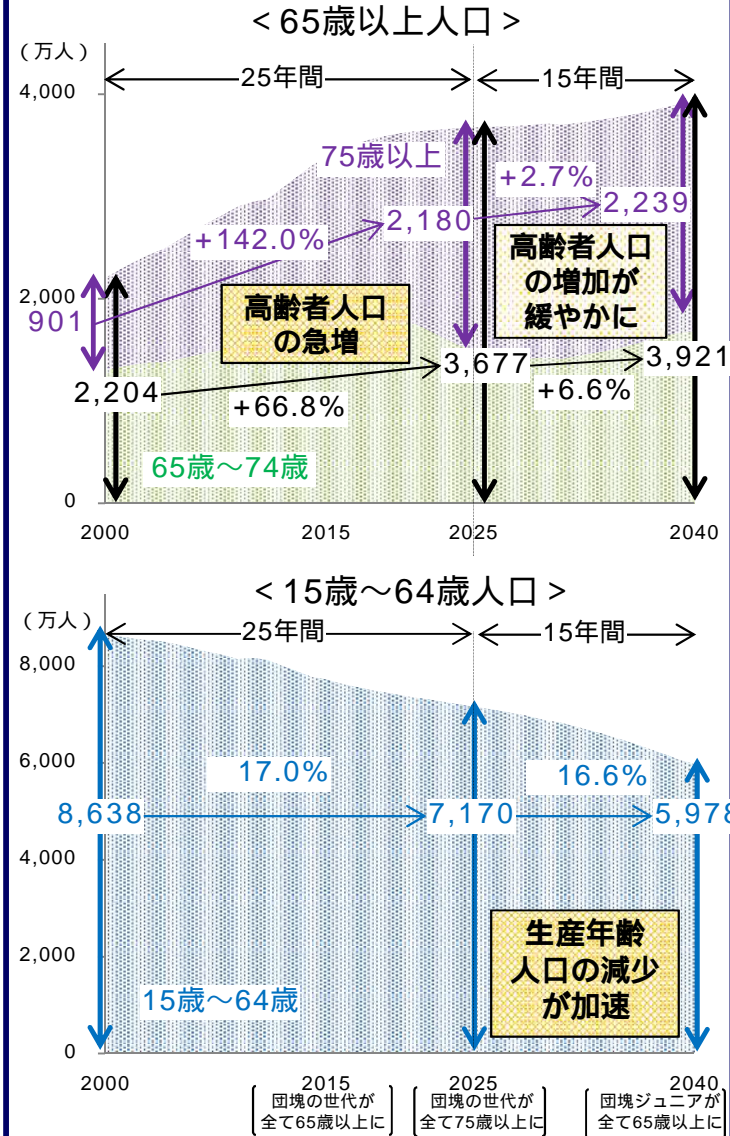
2040年頃を展望した社会保障改革の新たな局面と課題

平成30年4月12日経済財政諮問会議
厚生労働大臣提出資料(抄)

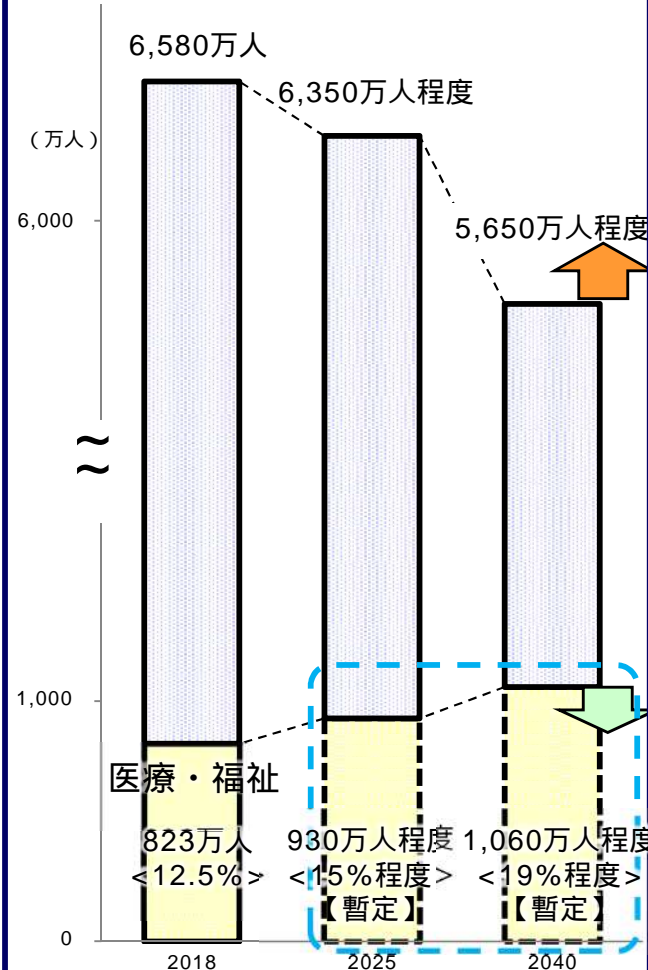
人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。

2025年以降の現役世代の人口の急減という新たな局面における課題への対応が必要。

《2040年までの人口構造の変化》



《就業者数の推移》



(資料) 就業者数について、2018年は内閣府「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」、2025年以降は、独立行政法人労働政策研究・研修機構「平成27年労働力需給の推計」の性・年齢別の就業率と国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計)を用いて機械的に算出。医療・福祉の就業者数は、医療・介護サービスの年齢別の利用状況(2025年)をもとに、人口構造の変化を加味して求めた将来の医療・介護サービスの需要から厚生労働省において推計(暫定値)。

国民的な議論の下、

- これまで進めてきた給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保も図りつつ、
- 以下の新たな局面に対応した政策課題を踏まえて、総合的に改革を推進。

《新たな局面に対応した政策課題》

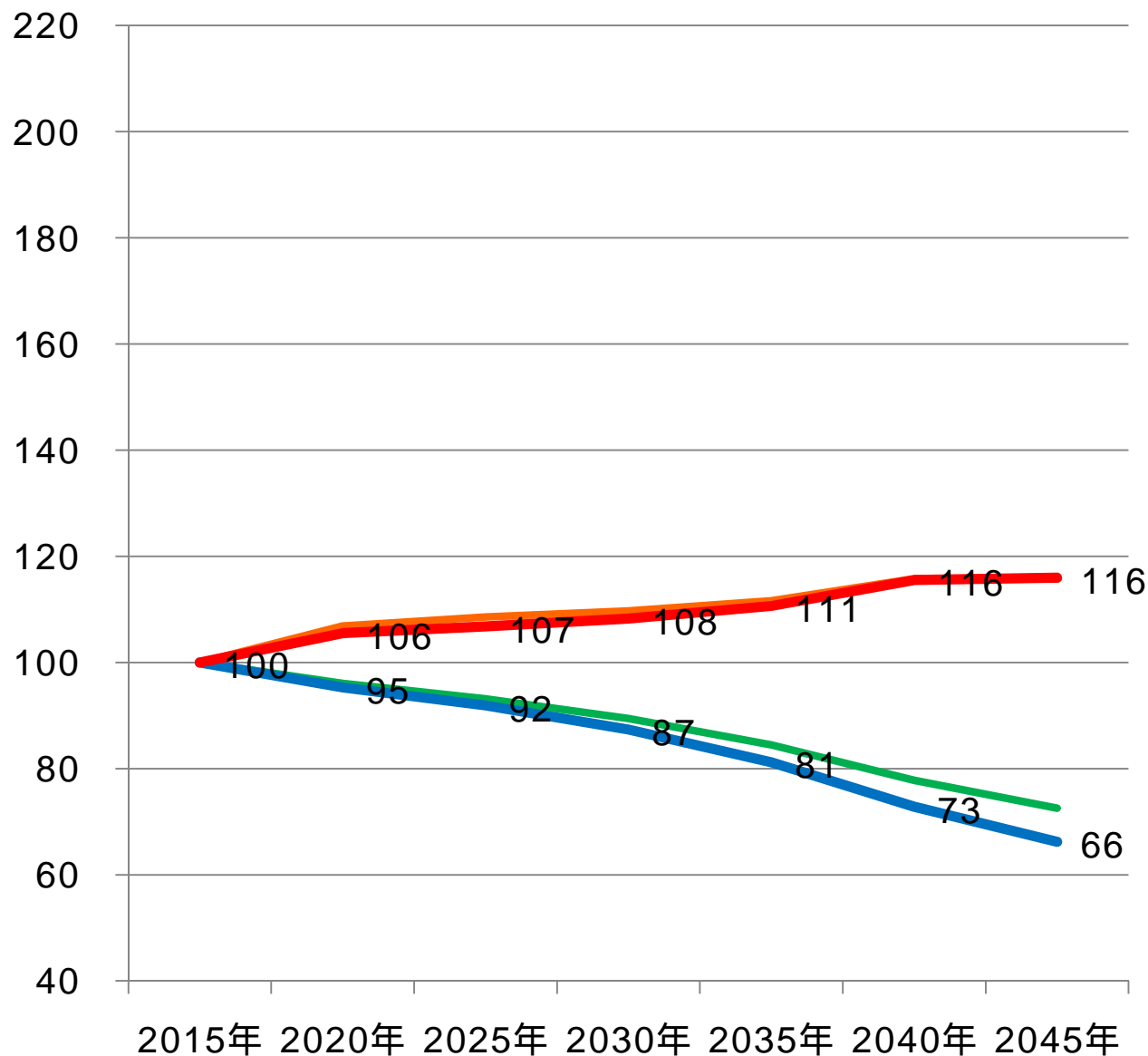
1. 現役世代の人口が急減する中での社会の活力維持向上
高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、2040年までに3年以上健康寿命を延伸することを目指す。

2. 労働力の制約が強まる中での医療・介護サービスの確保
テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。
サービス産出に要するマンパワー投入量。
医療分野：ICT、AI、ロボットの活用で業務代替が可能と考えられるものが5%程度(「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」結果から抽出)
介護分野：特別養護老人ホームでは、平均では入所者2人に対し介護職員等が1人程度の配置となっているが、ICT等の活用により2.7人に対し1人程度の配置で運営を行っている施設あり。

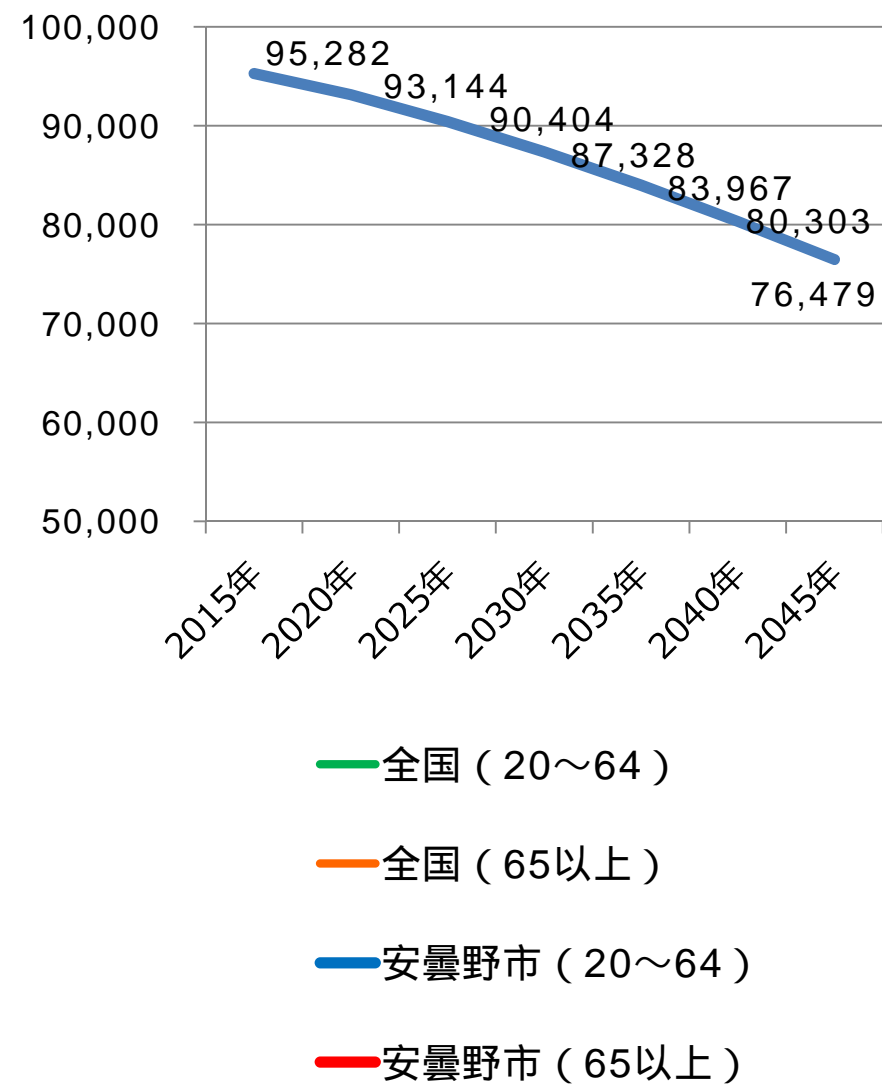
(資料) 総務省「国勢調査」「人口推計」(2015年まで)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」(出生中位・死亡中位推計)(2016年以降)

では、わがまちの「これから」は？

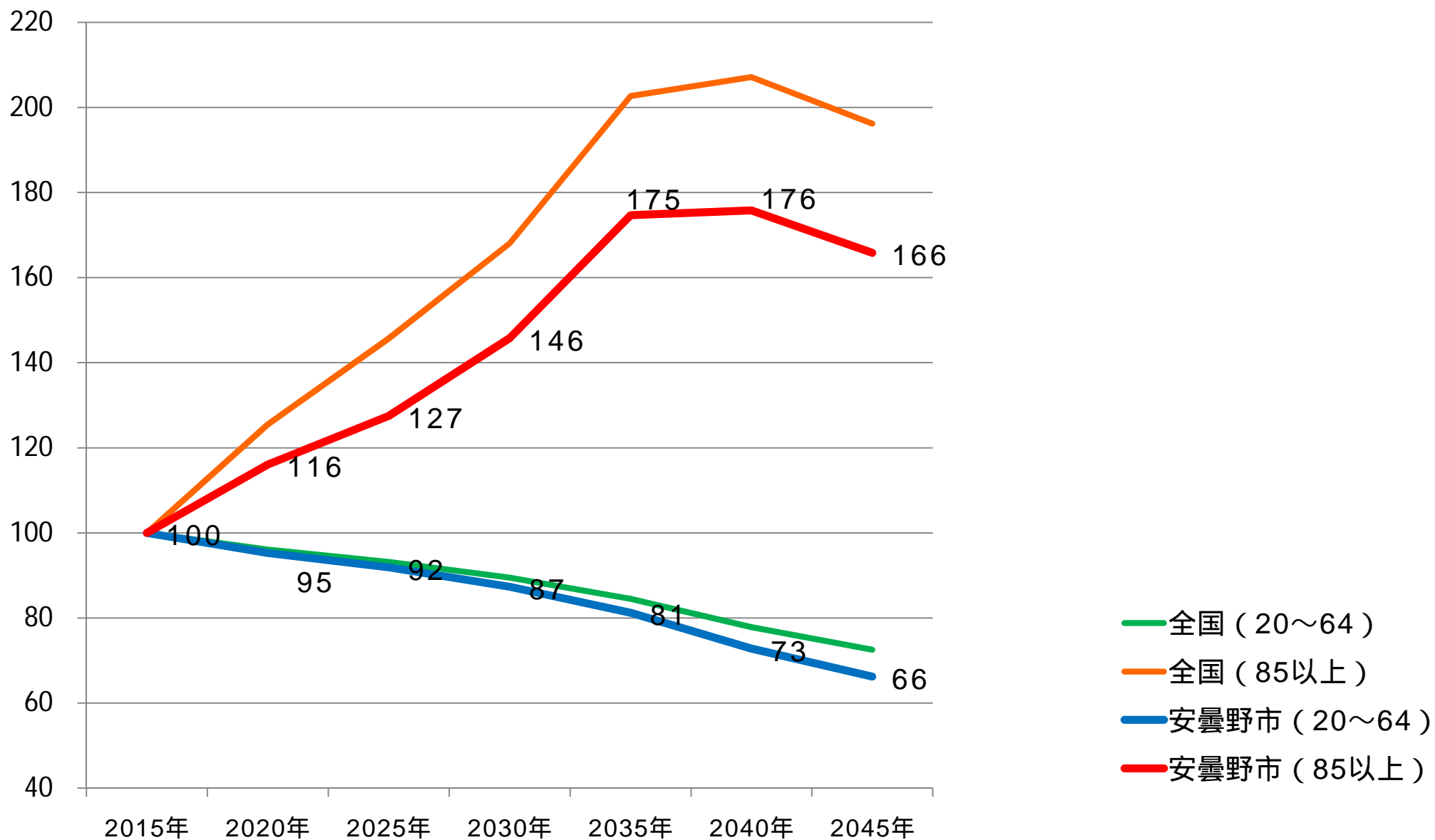
安曇野市における「2015年を100%とした各年齢層の増減」(20~64歳と65歳以上の対比)



安曇野市の人口変化



安曇野市における「2015年を100%とした各年齢層の増減」(20~64歳と85歳以上の対比)



それならば、「わがまちづくり」が必要では？

地域包括ケアシステムの構築について

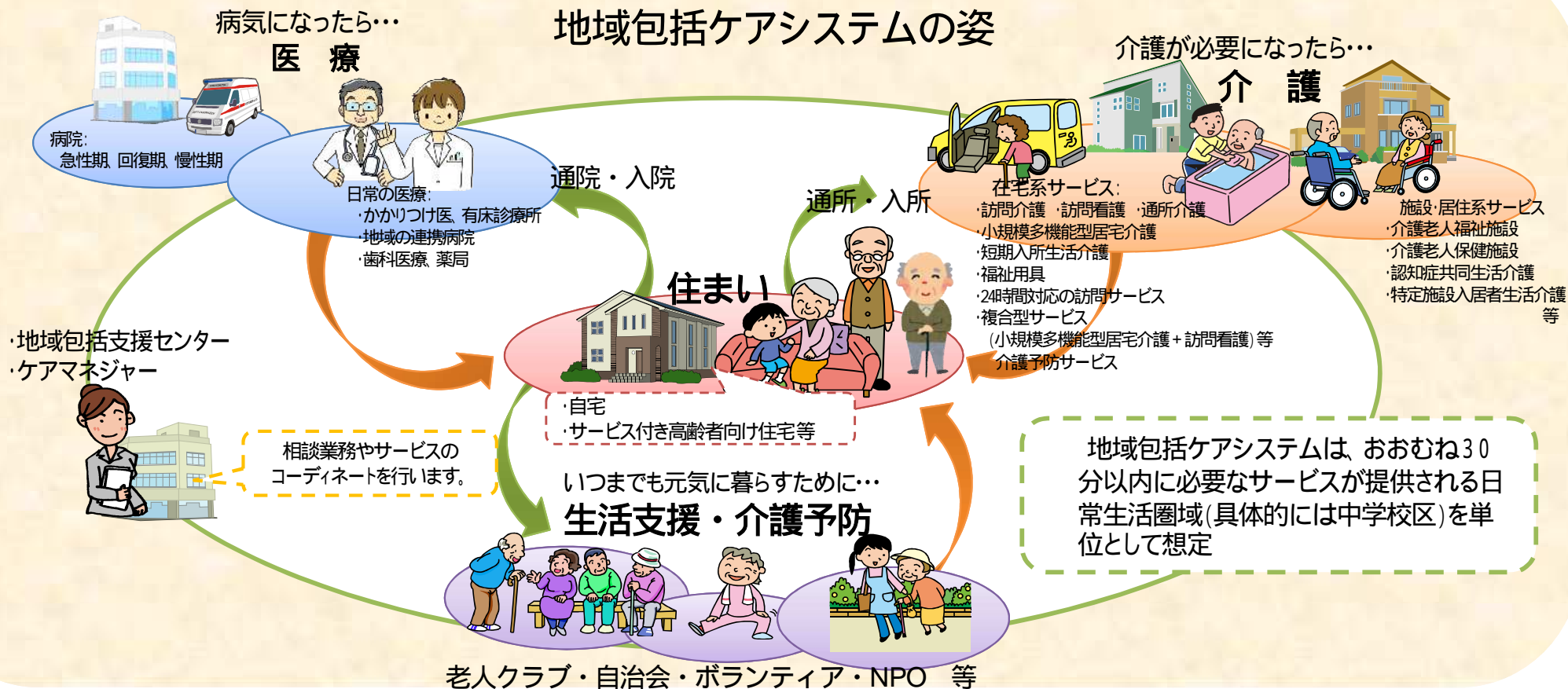
団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

地域包括ケアシステムの姿



「地域包括ケアシステム」に係る規定

介護保険法 第5条第3項（地域包括ケアの理念規定）

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

第2条（定義）

この法律において、「**地域包括ケアシステム**」とは、地域の实情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

活用できるツールは？

新しい地域支援事業の全体像

< 改正前 >

介護保険制度

< 改正後 >

【財源構成】

国 25%

都道府県
12.5%

市町村
12.5%

1号保険料
22%

2号保険料
28%

【財源構成】

国 39%

都道府県
19.5%

市町村
19.5%

1号保険料
22%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付
(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業
二次予防事業
一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

介護給付費適正化事業
家族介護支援事業
その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
一般介護予防事業

包括的支援事業

地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
在宅医療・介護連携推進事業
認知症総合支援事業
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業等)
生活支援体制整備事業
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

介護給付費適正化事業
家族介護支援事業
その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

在宅医療・介護連携、認知症施策などの充実

地域包括ケアシステムの実現に向け、市町村が「在宅医療・介護連携」「生活支援の充実・強化」「認知症施策」「地域ケア会議」の事業に取り組むことを法定化。財源として消費税財源を活用(平成26年改正)

在宅医療・介護連携

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進

生活支援の充実・強化

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等により、担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進

認知症施策

初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進

地域ケア会議

地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進

「生活支援体制整備事業」におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
地域に不足するサービスの創出 サービスの担い手の養成 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	関係者間の情報共有 サービス提供主体間の連携の体制づくり など	地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心

第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら**、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発**……第1層、第2層
サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築**……第1層、第2層
地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング** ……第2層

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

資格・要件

地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。

コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、「**定期的な情報の共有・連携強化の場**」として**設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

コーディネーターの組織的な補完
地域ニーズの把握、情報の見える化の推進
(アンケート調査やマッピング等の実施)
企画、立案、方針策定を行う場
地域づくりにおける意識の統一を図る場
情報交換の場、働きかけの場

具体例

- ・地域の課題についての問題提起
- ・課題に対する取組の具体的協力依頼
- ・他団体の参加依頼
(A団体単独では不可能なこともB団体が協力することで可能になることもある)

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。

地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

行政機関(市町村、地域包括支援センター等)

コーディネーター

地域の関係者(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

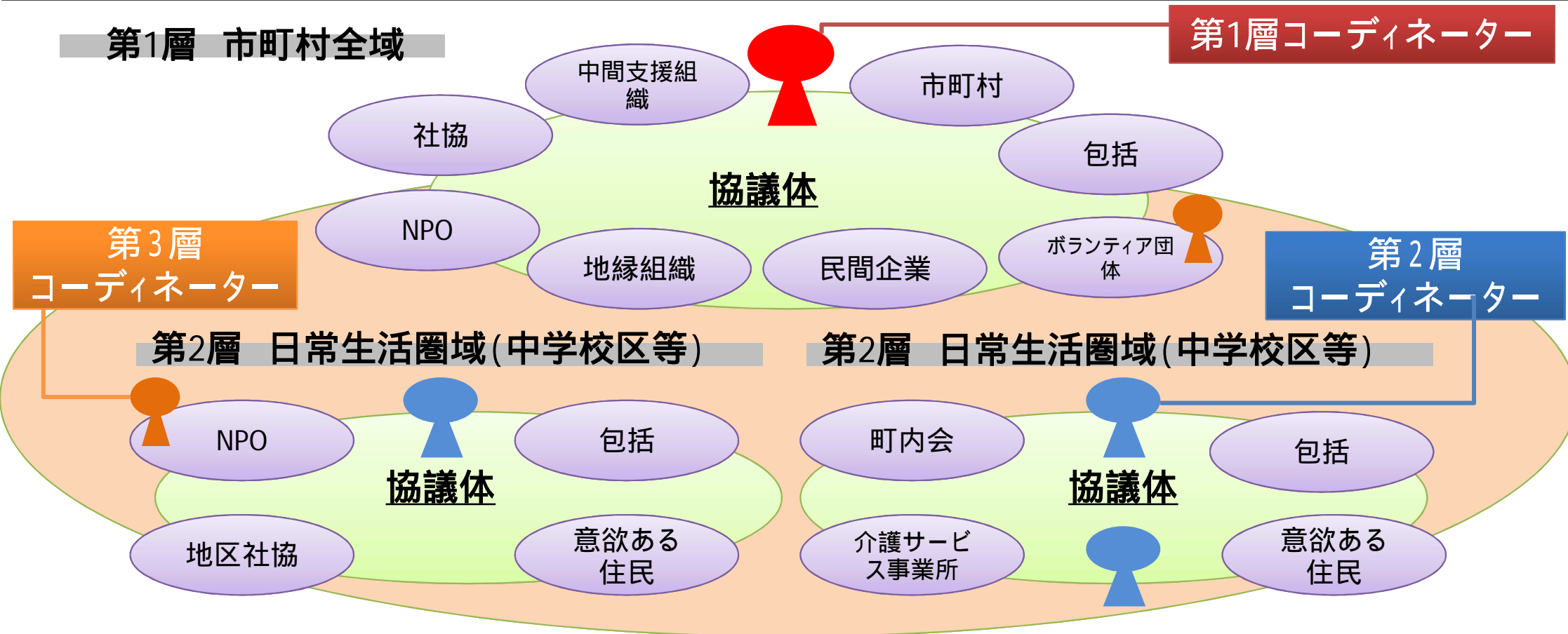
コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。

協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。

住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。

第3層のコーディネーターはサービス提供主体に置かれ、利用者と提供者のマッチング(利用者へのサービス提供内容の調整)を行うが、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される(体制整備事業対象外)



生活支援コーディネーター・協議体及び市町村が取り組む地域づくりのポイント

研究事業において、実施状況に関するヒアリングやアンケート調査等を通じて、各取組に関するポイントを整理したもの。

STEP 1 : 地域で協働する基盤づくり

1 - 1 生活支援体制の設計

Point ✓ 行政、生活支援コーディネーター等、地域づくりの推進役となるメンバーで、地域における生活支援コーディネーターや協議体のあり方、地域づくりの道筋に関して叩き台をもとに議論を重ね、地域の関係主体と意識の統一を行っておく。

1 - 2 住民への働きかけ

Point ✓ 住民に対し、座談会の開催、タウン誌による広報など、様々な方法により地域づくりの狙いを理解してもらう。
✓ 行政は、生活支援コーディネーター等、地域の主体が、住民へ働きかけを行いやすいように支援を行う。

1 - 3 協議体の立ち上げ

Point ✓ 地域づくりのために、強く協議体に関わって欲しい人物には、個別に働きかけを行う。
✓ 協議体の立ち上げ時は、異なる考え方を持ったメンバーとの関係構築や地域づくりの狙いの共有を図る。

1 - 4 協議体の運営

Point ✓ 協働の場は、異なる考え方が集まる場であり、地域の活動は、地域の様々に異なった考えから生まれる。
✓ そのため、協働の場は、試行錯誤の繰り返しだが、経験の共有や取組の振り返りを通じて、協働の実感に結びつく。

STEP 2 : 地域資源の把握、地域課題の抽出

2 - 1 地域資源の把握

Point ✓ 資源の価値は、見る人や場面によって異なることから、多様な関係者の多様な視点で見つめ直す。
✓ 「高齢者が参加する活動」、「高齢者が利用するサービス」、「実施主体」、「場・拠点」等の観点に分類し、地域の資源を整理して把握する。

2 - 2 地域課題の抽出

Point ✓ 地域の課題は、一人ひとりの生活の課題の積み重ねである。そのため、個別支援に関わっているケアマネジャー等専門職や、住民、行政等が把握する情報の集約から始める。
✓ 行政は、地域ケア会議等の取組強化を推進し、地域の課題等の抽出機能を強化する。

生活支援コーディネーター・協議体及び市町村が取り組む地域づくりのポイント

STEP 2 : 地域資源の把握、地域課題の抽出

2 - 3 課題の構造化

- Point** ✓ 個別事例の検討を通じた地域の共通課題の抽出や、KJ法等を用いた課題の整理を行った上で、各課題について緊急度、発生地域等で構造化を行う。
- ✓ 課題を構造化することで、協議体や地域の関係者が、地域の課題を「自分ごと」として捉えやすくなり、対応策の検討(次項)が進みやすくなる。

2 - 4 資源の充実に向けた方針の検討

- Point** ✓ 対応出来ていない課題や、未活用の資源があることを協議体のメンバー間で共通認識を持ち、資源を作り出すアイデアは、一人の発想に頼るのではなく、多様な人の発想の組み合わせで膨らませる。
- ✓ 地域だけでは対応が難しい、行政の対応が必要なものについては、市町村全域をカバーする生活支援コーディネーターや協議体、行政庁内担当部局へ引き継ぐ。

STEP 3 : 地域資源の充実

3 - 1 多様な参加のきっかけづくり

- Point** ✓ 地域の活動に興味があっても、参加まで踏み出せないでいる高齢者に対しては、学習会やちょっとした手伝い等の参加のきっかけを用意する。
- ✓ 活動の仲間づくりの観点から支援を行うことで、活動の継続や活発化へのモチベーションが高まる。

3 - 2 今ある活動やサービスの強化

- Point** ✓ 今ある活動等を地域で知ってもらうために、生活支援コーディネーターや協議体、行政がPRを行う。
- ✓ 意見交換会など、活動の担い手同士が学び合う機会を設けることや、団体・企業同士のマッチングによる協働の推進が地域の基盤強化に繋がる。

3 - 3 新たな活動やサービスの開発

- Point** ✓ 地域活動に関心のある人物と地域のニーズのコーディネートを行うとともに、その人の新たな活動が継続するよう支援することで新たな活動が生まれる。
- ✓ 行政が考えたものの押しつけではなく、地域の関係者が「出来ること」、「やってみたいこと」から始める。

「土壌づくり」とは？

地域課題の“気づき”を育むきっかけづくり

必要性を伝える

住み慣れた地域での生活を継続するのに、なぜ住民活動が必要なのか、啓発することは、すぐに効果のする取組ではないが、地域づくりの土壌として最も重要。講座やシンポジウム、広報紙等の多様な媒体を活用するのが有効。



つながりをつくる

サロンに来なくなった仲間をきっかけに、閉じこもりの課題を知る等、“気づき”は人と人のつながりの中で生まれる。サロンやお茶会など住民同士がつながる拠点をつくることで、“気づき”が蓄積し、活動が生まれることも。

地域課題から支援や活動が始まって、それが特定の団体で行われている場合、団体に属していない人は参加しにくく、“気づき”を広げていくことが難しい。個人参加、単発参加、見学のみの参加など、間口を広げることで、より多くの人が活動に参加するきっかけとなる。

間口を広げる

総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

(2) 背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

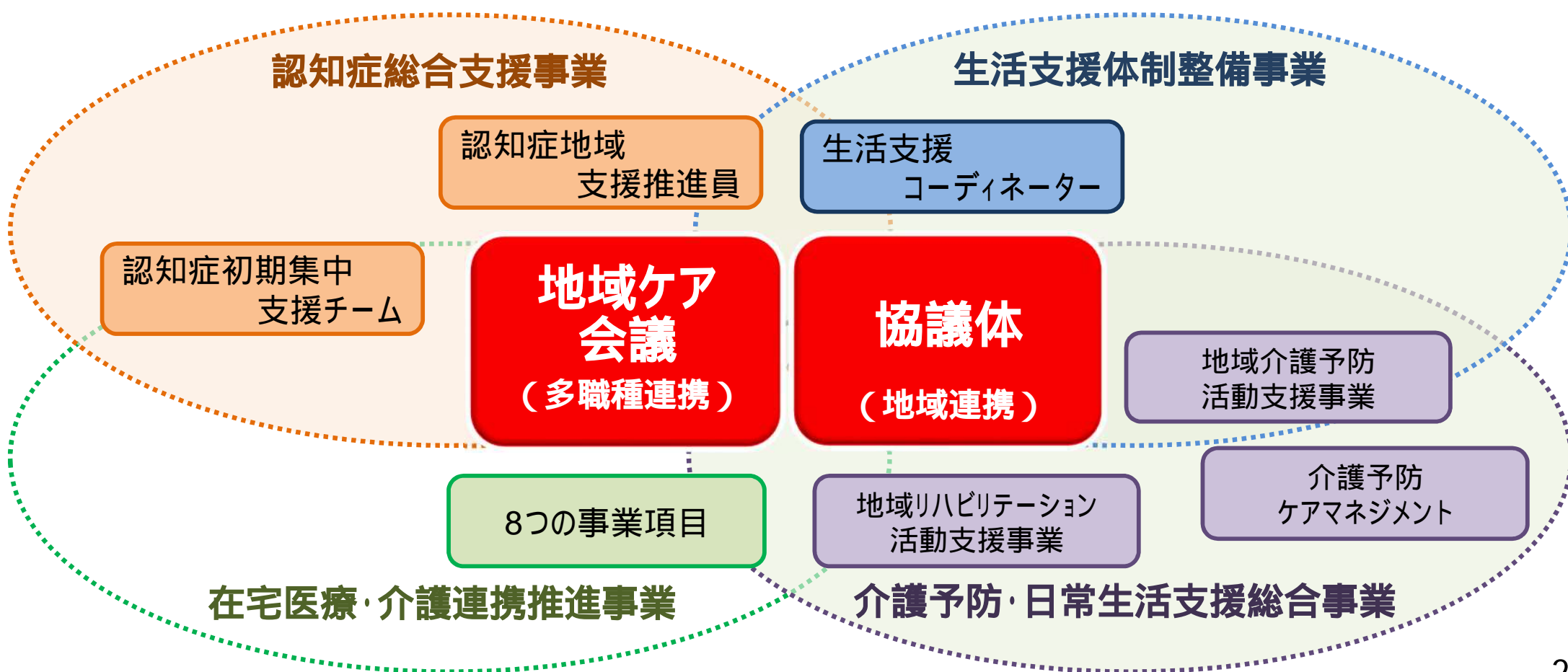
地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

地域支援事業の連動を意識する（イメージ）

高齢者施策における地域包括ケアシステムの構築の目的は、“”住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける”こと。

各事業はあくまでも地域を支援するための手段（ツール）であり、それぞれの事業実施が目的（ゴール）ではないことに留意する必要がある。

住民を含む関係者と考え方や方向性を共有し、多職種や多機関が連携して地域全体を支えることが必要であり、各事業の関連性を活かすためにも“場”としての地域ケア会議や協議体を活用することが重要。



事例

これからは市民が主役！



大分県竹田市

暮らしのサポートセンターの取り組み

H24.9
設立



りんどう

H25.10
設立



ゆいはな

H26.11
設立



しらみず

H27.3
設立



あけぼの

H27.7
設立



三ツ城

H28.2
設立



なんせい

H28.5
設立



陽だまり

暮らしのサポートセンターの取り組みの経緯について

【現状と課題】

- ・ 超高齢社会へ加速(平成24年当時の高齢化率 41%)
- ・ 医療費、介護給付費等の上昇
- ・ 高齢世帯、独居世帯、限界集落の増加
- ・ 高齢者の生きがい、役割を持った社会参加の場づくり
- ・ インフォーマルサービスの必要性(介護保険外)

関係機関にヒアリング
市役所各課
包括支援センター
市社協
NPO法人(環境・観光関連)
特に保健師からのヒアリング
は実態把握につながった



日常生活や経験を生かし、雇用(社会参加)に結び付けられないか？
地域で暮らす貴重な人財である元気な高齢者を中心に、新たな取り組みや雇用、起業・創業に結びつく為の支援ができないか？



平成22年～ 厚生労働省 地域雇用創造推進事業を活用

- ・ 地域を支える互助の仕組みづくり(寄り合い場、有償生活支援)
- ・ 竹田ならではの「コミュニティビジネス」の創出



平成24年「暮らしのサポートセンター」の設立 市内全地域での活動展開



「住民同士で支え合う」地域づくりのお手伝い 暮らしのサポートセンターについて

暮らしのサポートセンターは、地域住民の支え合いの気持ちを基本とし、安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指して活動しています。暮らしのサポーター養成セミナーを受講した地域の方を中心に、介護保険などの公的サービスだけでは補えない、**暮らしのちょっとしたお困りごと**を、できる時にできる範囲でお手伝いします。

寄り合い場

いつでも誰でも気軽に立ち寄ることができる「地域のお茶の間」

- ・ 平日 9時～17時
(土・日・祝日を除く)
- ・ 参加は無料です。ご近所お誘いあわせで、自由にお過ごしください

くらサポ広場

介護予防教室や健康づくり教室、レクリエーション、楽しいゲーム、カラオケ など

- ・ 毎週開催：10時～15時
- ・ 参加料300円 昼食300円
- ・ 送迎があります
詳しい日程は、お問い合わせ下さい

「ちょっと困り」のお手伝い (有償生活支援サービス)

買い物支援、家事援助、話し相手・見守り、外出支援、ゴミの分別、ゴミだし、季節の衣類整理、草取り・草刈り、軽農作業 など

- ・ 1時間800円、30分400円
(草刈りなど機械使用時は
30分毎に100円加算)
- ・ 広場と生活支援サービスをご利用になる際は、会員登録をお願いします。
(年会費1000円)

養成セミナー開催から、「くらサポ」立ち上げまでの流れ

チラシ配布による申込みは2～3件程度...

ひと地域あたり、70～80件訪問してご案内
訪問活動による参加者が8割～9割



セミナー開催 20回～50回（延べ開催数360回）

参加者実人数；501人（荻93、直入65、久住120、竹田316）

延べ人数 4,394人

アンケート結果から見える意識の変化（気づきの大切さ）

生活課題実態調査の実施

- ・セミナー受講者が中心となり、75歳以上を対象とする、約40項目、1件につき1時間程度の個別訪問による聞き取り調査を実施
- ・直接話す事で、調査項目だけでは把握できない、顔色や声色、家の様子などを知ることができます

地域を考える会・設立準備会の開催

セミナーや調査結果を踏まえ、活動の内容や規約を自分たちで考え、継続した活動ができるよう、団体を設立

人材育成をしながら、地域に沿った助け合いの仕組み、活動の場も
地域の皆さんと一緒に考えて、創ってきました！

新しい地域支援のあり方を考えるフォーラムin竹田 ～ みんなでつなごう、助け合いの輪～

平成27年7月18日開催
毎年開催(今年で4回目)

参加者によるグループワーク（旧小学校区単位：17地区毎）

テーマ「目指す地域像とはどのようなものか？」

「地域に不足している活動や人材は何か？」

「地域で自分たちには何ができるか？」

もっと地域で
こんな話をせんと
いけんあ

地域にリーダー
が
いるといいなあ



地域の若い人にも
話し合いに参加して
もらいたいなあ

自分たちの地域のことを、自分たちで話し合う必要性を感じた

よっちはなそう会

「よっちはなそう会」とは…

地区社協を中心とした、地域での話し合いの場

- 「地域の良いところ」、「自分たちの地域に足りないサービスやしくみは何か」、「地域の住民同士で協力してできそうな事」等を地域住民をはじめ、地域で活動している企業、商店、各種団体、公共機関等の方に参加いただき、地域の課題を整理し、「自分たちが住んでいる地域がこんな地域になるといいなあ…」という“思い”＝“目指す地域像”を共有し、その地域ならではの支え合いの仕組みを考えていく場
- 住民主体の地域福祉活動の切っ掛けとして（手法）
- 竹田市役所の関係課と竹田市社会福祉協議会、長寿支援センターつるかめ（包括支援センター）、旧経済活性化促進協議会（くらしのサポートセンター）も各地区社協別に担当者を選出し、よっちはなそう会を支援するチームを編成。

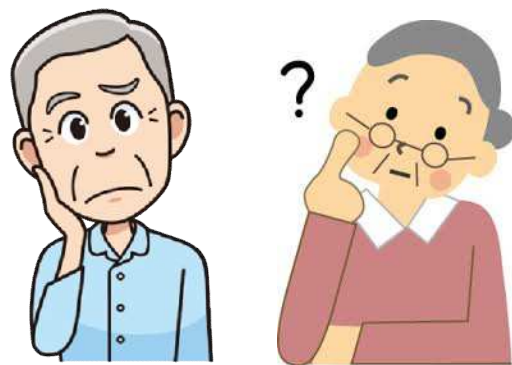
「よっちはなそう会」が始まるまでは…

- 福祉懇談会として開催してきたが、主な参加者は地区社協の役員や自治会長代表、民生委員児童委員、福祉委員が中心になって地域の課題について話し合ってきた。
- 毎回、課題を出しても次のステップへと進まない。
- それぞれの役（立場）で活動しているが連携が取れない。
（自治会長、民生委員、福祉委員、愛育保健推進委員など）
- 限られた地区住民だけでの話し合いの場になっていた。



福祉懇談会が発展しなかった理由

- 各地区役員が年度ごとに交替するため、会議の参加者が継続していかない。
- **地区社協の役員のみで、地域住民の参加がない。**
- 地区社協ごとの取り組みに温度差がある。
- 社協の担当者与各関係機関の連携不足で、担当者1人にかかる負担が大きい。
- 担当者が異動で入れ替わる。



参加者について

- これまで話し合ってきた福祉懇談会のメンバーを中心として、新たに地域の関係者に参加してもらう。

例えば・・・



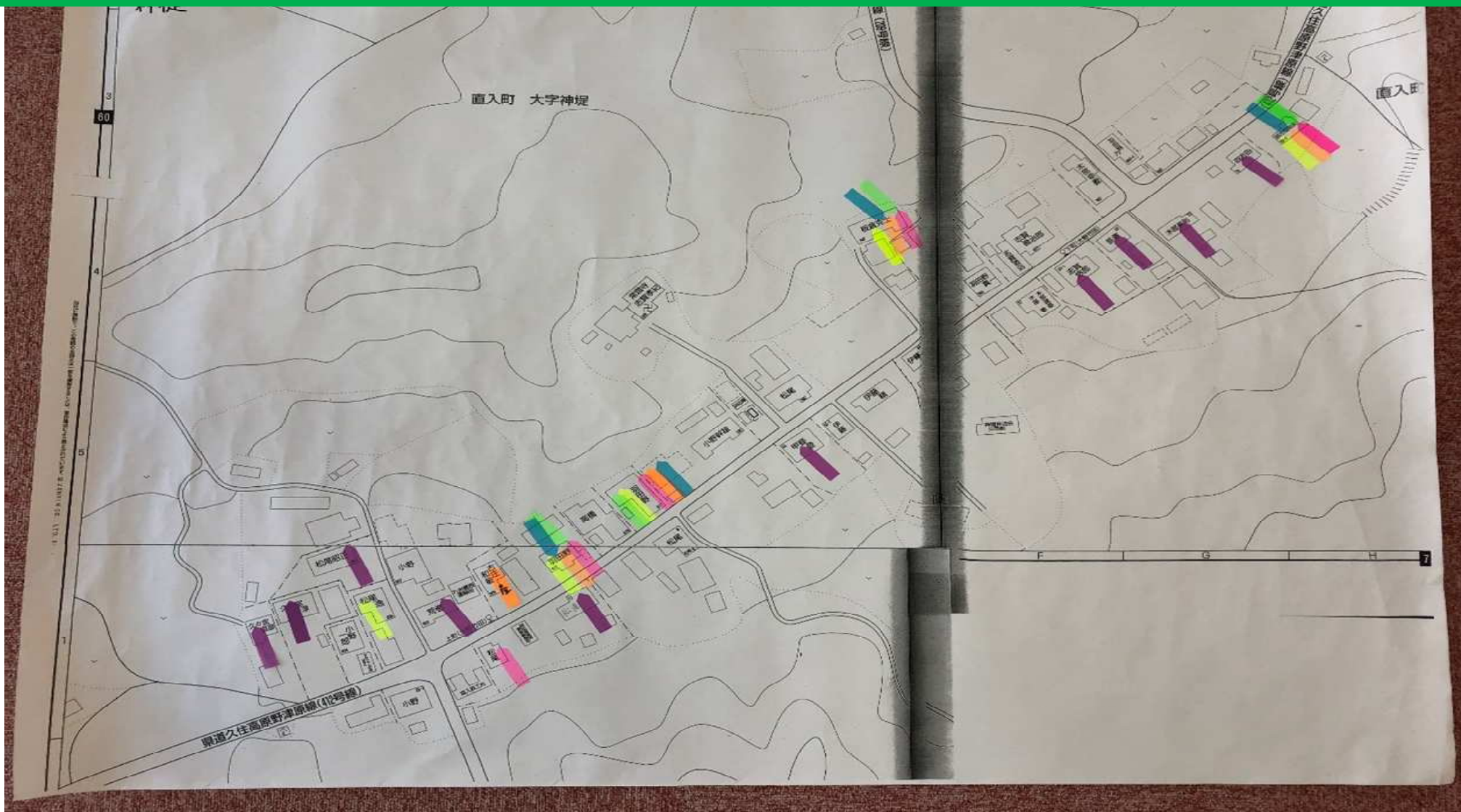
- 分館長、郵便局、駐在所、消防団、ボランティア団体、学校、PTA
企業主、商店主、宅配業者、新聞配達員、ヤクルト販売員、
くらすポ・・・など



直入地区ミニよっちはなそう会(7つの生活課題)

付箋の種類		世帯内容
	ピンク	一人暮らし世帯
	オレンジ	80歳以上世帯(家族全員)
	黄色	避難する時に支援が必要と思われる世帯
	緑色	自治会の共同作業に参加できない世帯
	水色	移動支援が必要と思われる世帯 (町内受診や買い物等)
	紫色	自治会に入っていない世帯
	薄紫色	空き家 空き家(時々帰って来る)

直入地区ミニよっちはなそう会 (神堤自治会)



感想・意見 延べ参加者146人(うち地区住民115人)

移動問題 隣近所の買い物代行ぐらいなら・移動販売車が来てくれると

近隣地域の店舗に配達を相談・生協配達を利用できるようにできないか

自治会作業・共同作業 役員は出来る人に担ってもらいたい

今のうちから夫婦で行事に参加している(筒井自治会)

生活上の困りごと・不安 日頃の付き合いを大事にする・入院や長期に

家を空ける時は自治会長へ・家のカーテンの開け閉めで安否確認

自分の健康 サロン活動や自治会で健康教室、運動教室

家族の中や自治会での話し合い

空き家が増えている 出歩く度に空き家の前を通る(農作業やウォーキング)

~**総合的な意見**~

手助けが必要な住民と、手助けができる住民とで話し合いたい。

一緒に考え出していくことが必要。

取り組みの効果

- **市役所庁内の連携、各組織間の連携が進んだ**
それぞれの得意分野を活かした連携体制
地域づくり、地域の課題解決に向けて、一体的な取り組み
- **地域住民の意識の変化**
福祉関係者以外の住民の参加が広がった
「自分たちも何かせんといけん」「地区社協で何かやってみようか」
「よっちはなそう会」の継続、次世代へつなぐことの大切さ
- **地域の現状を把握**
地域に出向いて、住民と一緒に考える場が増えた
地区でできること、できないことがみえてきた

今後の課題

➤ 地区ごとの温度差

「よっちはなそう会」の意義や目的について地域差がある

➤ 抽出できた課題を活動につなぐ

それぞれの地区であがった課題をどのように解決していくか

住民主体の仕組みづくりの方法や手段の検討

介護事業所や企業や団体も参画しての課題の共有と地域と連携

各地区ごとに、これまでの活動の歴史があるため、方法や手段
が異なる

➤ 地域の目指す姿を行政や関係組織と明確にして、共有する

地域包括ケアの先にあるもの

～ 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン ～ 平成27年9月

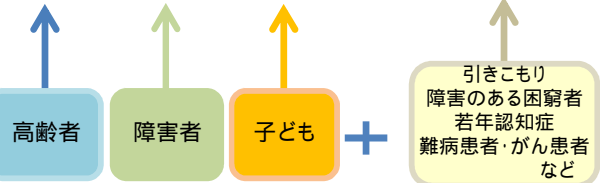
出典：第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、
支援調整の組み立て + 資源開発



地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 〕による対応

地域をフィールドに、
保健福祉と雇用や
農業、教育など
異分野とも連携

誰もがその
ニーズに
合った支援
を受けられ
る地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進

- ・運営ノウハウの共有
- ・規制緩和の検討 等

1を通じた総合的な支援の提供

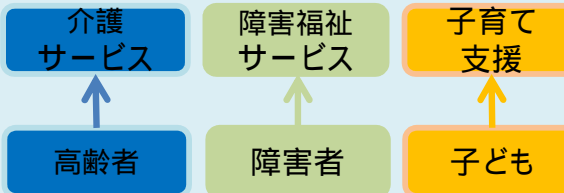
サービス提供の
ほか地域づくりの
拠点としても活用

背景・課題

福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野
横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や
人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

1を可能とするコーディネート人材の育成
福祉分野横断的な研修の実施
人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

“地域包括ケアシステム”と“地域共生社会”

私案

- 地域包括ケアシステムは、地域での生活を支えるための基盤の一部であり、それぞれの地域特性を踏まえた“わがまちデザイン（地域づくり）”が必要。
- 高齢者が増えるだけでなく、人が減っていくという日本の現状を踏まえると、高齢者だけでなく、地域全体をターゲットにした「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らせる地域づくり（地域共生社会の実現）」が重要となる。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく暮らせる地域づくり

【それぞれの地域特性】

歴史、文化、風土、多様な人々の暮らし...etc

地域包括ケアシステム



ミルフィーユのような“全世代・全対象”連携のイメージ

私案

分野ごとの連携に留まらず、対象者や世代を超え、好循環を生み出すための関連性を見いだすことは、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最初から最後まで続けることができる」ことのできる社会の実現につながる。

既存の取り組み同士がつながっていくためには、明確な目的意識に加えて、楽しさなど気持ち動く仕掛けも必要となる。また、住民を含む関係者すべてが「客体から主体へ」と意識変容していくためにも、考え方や方向性を共有できる場づくりが重要である。

